

制定 平成24年4月1日

改定 2020年05月18日

# 一般社団法人東京下水道設備協会定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、一般社団法人東京下水道設備協会と称し、英文では、Tokyo Sewage Facilities Association と表記する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、東京都における下水道設備の質的向上のため、設備技術の向上を図り、下水道事業を促進して都民の生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 下水道設備に関する設備技術の向上・改善及び維持管理に関する調査研究
- (2) 下水道設備に関する情報、資料の収集及びその普及啓発
- (3) 機関誌等の発行を通じて下水道事業の普及啓発
- (4) 講習会及び講演会の開催
- (5) 東京都の下水道事業に関する施策に対する協力
- (6) 下水道設備に関する調査等の受託事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

**第5条** この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 下水道関連設備業（風水力、電機及び処理装置）を営み下水道関連設備の主要部を自ら設計、施工する能力と実績を有する法人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、技術交流等を通してこの法人の事業に協力する法人及び団体
- (3) 特別会員 この法人に特別の功績があった者及び学識経験者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

上の社員とする。

(会員の資格の取得)

**第6条** この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別途定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 入会に当たっては、理事会においてその可否を決定して会長が本人に通知するものとする。
- 3 正会員にあっては、法人の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1名の者（以下「指定代表者」という。）を定め、別途定める様式を用いた指定代表者届により、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、別途定める様式を用いた指定代表者変更届を速やかに会長に提出しなければならない。
- 5 特別会員にあっては、理事会の議決を経て会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

**第7条** この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別途定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

- 2 既納した入会金及び会費は、これを返還しない。

(任意退会)

**第8条** 会員は、別途定める様式を用いた退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

**第9条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

**第10条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
  - (2) 総正会員が同意したとき。
  - (3) 当該会員が解散し、又は死亡したとき。
- 2 会員が資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

## 第4章 総会

(構成)

**第11条** 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

**第12条** 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第13条** 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第14条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

**第15条** 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

**第16条** 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

**第17条** 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、定款の変更、解散の決議は、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行い、会員の除名、監事の解任、その他法令で定められた事項については、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 総会への出席は、テレビ会議等による参加も含まれる。

(書面による議決権の行使及び議決権の代理行使)

**第18条** 正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は委任状を提出し代理人によって議決権を行使することができる。

(議事録)

**第19条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した正会員により選定された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

**第20条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第21条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

**第22条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別途定めるところにより、この法人の業務を分担執

行する。

- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第23条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第24条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第25条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

**第26条** 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別途定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

**第27条** この法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉顧問、顧問及び参与)

**第28条** この法人に、名誉顧問、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、この法人の会長の職にあり特に功績のあった者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応えるため、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

- 4 参与は、本会の運営の具体的方法に関して助言を求めため、会長が委嘱する。
- 5 名誉顧問、顧問及び参与に関する詳細は、理事会において別途定めるところによる。

## 第6章 理事会

(構成)

**第29条** この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第30条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

**第31条** 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

**第32条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事会への出席は、テレビ会議等による参加も含まれる。

(議長)

**第33条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

**第34条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 委員会等

(委員会等)

**第35条** この法人に、業務執行上の必要に応じて、理事会の議決を経て常任幹事会、委員会及び部会（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

- 2 委員会等に関する詳細は、理事会において別途定めるところによる。

## 第8章 事務局

(事務局)

**第36条** この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関する詳細は、理事会において別途定めるところによる。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

**第37条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第38条** この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

**第39条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款正会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第40条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第41条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

**第42条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

**第43条** この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

**第44条** この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は片岡啓治とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

**附 則** (2020年05月18日総会決議)

この定款は、2020年05月18日から施行する。